

令和元年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	令和元年9月25日(水) 福岡第2合同庁舎10階 共用打合室4		
委員	牧角 龍憲 (大学名誉教授)	松藤 泰典 (大学名誉教授)	
	諏佐 マリ (大学准教授)	柴田 祐二 (公認会計士)	
	多川 一成 (弁護士)		

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成31年4月1日 ~ 令和元年6月30日		
審議対象件数	47 件		

1. 入札状況について (入札参加資格の設定及び落札者決定の経緯等について)

	抽出件数			(審議概要)
	4	件		
建設工事	一般競争 (政府調達協定対象)	0	件	1 建設工事等発注実績について 2 指名停止の措置状況について 3 談合疑義案件情報について 4 低入札価格調査情報について 5 補足説明 6 抽出事案について
	一般競争 (政府調達協定対象外)	1	件	
	随意契約	1	件	
建設コンサルタント業務等	2	件		

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【建設工事等発注実績について】 特になし</p> <p>【指名停止の措置状況について】 ・指名停止の期間は、防衛省が定めている「工事請負契約等に係る指名停止の措置要領」に基づき決定されるのか。また、大手電気設備工事業者の2か月、3か月の指名停止による発注工事への影響については、どのような見解か。</p> <p>【談合疑義案件情報について】 特になし</p>	<p>・そのとおりである。また、指名停止の期間は数か月にとどまることや、電気工事業者は他にも多数あり、影響はそれほど大きくはないと考える。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【低入札価格調査情報について】 特になし</p> <p>【補足説明】</p> <p>・前々回の平成30年度第4回審議における低入札価格調査情報において、低入札価格となった理由について説明のあった「国分(30)既設構造物等撤去工事」及び「北熊本(30)既設建物解体工事」の産業廃棄物の処分状況を報告されたい。</p> <p>【抽出事案について】</p> <p>1 〔鹿屋飛行場周辺地区(31)除草管理工事〕 (一般競争(政府調達協定対象外))</p> <p>・同じ審議対象期間の契約である新田原飛行場周辺地区の除草工事と比較して高落札率となった要因を説明されたい。</p>	<p>・「国分(30)既設構造物等撤去工事」の撤去対象物は、コンクリート殻、廃プラスチック類である。撤去の流れは、コンクリート殻は撤去したものをダンプに積み込み、処分場に運搬し、廃プラスチック類については袋詰めにしたものを、ダンプに積み込み、処分場に運搬し、処分場において処分する流れとなっている。処分状況の確認は、マニフェストという7枚組の紙の伝票で行っている。マニフェストにより、工事受注者から運搬業者へ、さらに運搬業者から処分業者へと、産業廃棄物の運搬・処分時に伝票が渡り、最終的には運搬業者及び処分業者から工事受注者へ伝票が返送され、適切に運搬・処分がなされたことを確認している。また、当支局では、マニフェストを確認するとともに、工事受注者に産業廃棄物の処分場への運搬完了状況の写真撮影を義務付けており、運搬完了写真に加え、処分場で計量した際に発行される計量伝票によっても確実に運搬されたことを確認している。</p> <p>「北熊本(30)既設建物解体工事」についても、処分の流れ及び確認方法は同様であるが、マニフェストの伝票が紙ではなく、電子データ化されており、電子データで確認をしている。</p> <p>・鹿屋、新田原各地区の予定価格の積算方法は同様であり、特に違いはない。本件の落札業者に聞き取りを実施したところ、鹿屋地区については各種工事の発注に対して、慢性的な労働者不足の状況であり、人件費を高くしないと労働者を確保できず、入札額が高くなる要因ということであった。新田原地区については、そこまで顕著な労働者不足の状況ではなく、受注のために経費節減に努めているということであった。</p> <p>予定価格における人件費であるが、国土交通省の施工パッケージ型積算方式及び過去に入札に参加した3者以上の業者から、除草工事1㎡あたりの作業単価の見積を徴取し、比較して最安であった見積単価を採用しており、人件費の実勢は予定価格に反映されていると考える。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・本件は4月1日の公告で4月26日の開札であるが、一般的に公告期間が長ければ、より周知が深まり、多くの参加業者が見込まれると考える。工事内容等にもよると思われるが、必ずしもそうではない場合もあるということか。</p> <p>2 [板付米軍(30支)倉庫等新設機械追加工事]</p> <p>(随意契約)</p> <p>・随意契約とした経緯を説明されたい。</p>	<p>また、辞退した2者に聞き取りを実施しているが、2者とも参加申請から入札までの間に、他の工事を受注したことによるものであった。</p> <p>・一般的に考えれば、参加業者は増えるであろうが、今回のように開札までの間に参加業者が他工事を受注したことにより、入札辞退となるものもあると思われる。</p> <p>・最初に、工事の名称であるが、追加工事前の工事を前工事、その後の、後工事を追加工事としている。</p> <p>以前より、本委員会において、後工事発注の際は間違いなく前工事の受注者の1者応札で落札しており、予め判っているのであれば、一般競争を実施する必要はないのではないかと意見を頂いてきたところであるが、官側としては競争性を排除しないために一般競争により発注してきた。</p> <p>しかし、平成29年7月に本省から通知があり、追加工事を行う場合の随意契約が可能となったものである。通知の内容は以下のとおりである。</p> <p>まず、後工事の定義として、本来一体とすべき構造物を予算の都合により分割して発注する工事に引き続き、当該年度以降の予算で残り部分を発注する工事としている。</p> <p>次に、後工事の発注方式等については、「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について」のⅢ「現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合」に該当する場合、原則として前工事の受注者との随意契約方式によるものとするというものである。</p> <p>続いて、公告の方法であるが、前工事と後工事を合わせた概算額が「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」を基に定められた金額以上と見込まれる場合は、前工事の発注段階で特例政令に基づき公告しなければならないとしている。今回は基準額以上ではなかったが、これに準じて前工事の段階で後工事の存在及び内容等について公告しており、本工事受注者の他に入札参加を希望する者がい</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・ 随意契約が可能とはなかったが、予め公示等を行い、他に参加業者がいないことを確認する必要があるということか。手続きに要する時間及び工期的な観点から前工事から後工事へ滞りない着工が望ましいが、この手続きは避けられないのか。</p> <p>・ この制度を適用したことによって、何か支障は発生していないのか。</p> <p>3 [春日外(31) 宿舎改修建築設計] (一般競争(政府調達協定対象外))</p> <p>・ 低落札率の案件であるが、適切な履行がなされるのか。</p>	<p>ないことを確認した上で、平成31年度に本工事（前工事）受注者との随意契約を予定していることを周知している。ただし、本工事の受注者以外から入札参加希望者があり、競争入札に参加することが適当と判断された場合は、随意契約を取りやめ、一般競争入札とすることも周知している。</p> <p>さらに、九州防衛局が随意契約を予定している工事として、本追加工事が対象工事であることを公示した後に一般競争の公告を行い、前工事の受注者以外に希望する者が居ないということが確定したため、当該受注者との随意契約としたものである。</p> <p>・ 他に参加業者が現れる可能性が否定できないため、実施する必要がある。</p> <p>・ 現在のところ、当局管内では、問題となる事案は発生していない。</p> <p>・ 本件は低入札価格調査としてヒアリングを実施している。調査の結果、当該業者が低価格で入札した理由は、当局発注の業務実績が少なく、業務実績を得るために社内経費を極力抑えたこと。次に公共工事の設計業務のノウハウを多く保有していることに加え、本業務は本年9月末までの短期間の業務であり、業務量に余力のある経験豊富な技術者による迅速な履行を行うことにより、経費節減が可能であるということであった。</p> <p>また、本業務には外注としてアスベスト調査が含まれているが、当局の積算と比較して、多分に低減されることはなく、さらに、当該業者の積算単価等についても、単価及び人工ともに当局より抑えられたものではあったが、単価は当該業者の給与実績によるものであり、本業務の履行に必要な人工も確保されていることを確認した。</p> <p>なお、本件は履行済であり、設計図の完成検査も終了している。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・総合評価ではなく、価格競争としたのはなぜか。</p> <p>4 [新田原(31)庁舎新設土木設計] (一般競争(政府調達協定対象外))</p> <p>・新田原は宮崎市の近隣であり、複数の応募がありそうなものだが、1者応札となった要因を説明されたい。</p> <p>・新田原の地域性を踏まえての対策案は何か考えているのか。</p> <p>・各県に測量設計協会があり、その下に理事会もあるので、情報提供を行うなど、参加業者を増やす環境作りに努力して頂きたい。</p> <p>・技術者は9か月の履行期間中、ずっと本件に拘束されるのか。</p>	<p>・本件は、公務員宿舎の外壁及び屋根防水の改修設計のみを行うものであるが、建物のみ外部の改修設計は、設計の手順が定形化されており、定められた手法や手順で実施するため、技術的な工夫の余地が極めて少ない。 新設設計の場合であれば、技術的な工夫の余地を必要とするが、本件では、設計成果品の品質に差が生じない単純な設計に限定したこともあり、総合評価ではなく、価格競争を採用した。</p> <p>・本件は、建物に付帯する土木工事の実施設計を行うものであり、具体的には、給水管、雨水管及び汚水管並びに周辺の駐車場及び道路などの設計を行うものである。1者応札の要因としては、土木のコンサルタント会社については技術者不足であるということ。さらに、昨年度末の第2次補正予算で設計業務を含んだ相当数の建設工事を発注し、この工事の設計業務を当省と契約実績があるコンサルタント会社が工事受注者と契約したこともあり、更に技術者が不足した。また、そのような状況は把握していたため、参加資格要件を大幅に緩和して設定したが、業務の規模も約300万円と少額であり、なかなか参加業者が現れる状況ではなかったことなどが推察される。</p> <p>・宮崎県内に対象となるコンサルタント業者はいるが、近年は、設計業務に参加の意思表示がある業者は、ほぼいない状況であり、本件は鹿児島島の業者が参加している。当支局としても情報提供はしてはいるが、現状は参加業者が現れず、効果的な対策は打ち出せていない状況である。</p> <p>・引き続き努力していく。</p> <p>・本件は、庁舎・建物の周囲の土木設計であり、建築及び設備設計がある程度仕上がった段階で、土木設計を進めていく。そのため、技術者の拘束期間は、前半は少なく、後半に集中的に増えてくることになる。</p>

		意見・質問	回 答
○委員からの 意見・質問		・拘束期間も参加意欲低下に影響しているかもしれない。引き続き参加者の確保について検討して頂きたい。	
○それに対する 回答等			
委員会による意見の 具申又は勧告の内容		なし	
2. 談合疑義案件の処理状況について			
談 合 疑 義 件 数		0 件	(審議概要) なし
工 事	談 合 情 報	0 件	
	点 検 結 果 疑 義	0 件	
業 務	談 合 情 報	0 件	
	点 検 結 果 疑 義	0 件	
		意見・質問	回 答
○委員からの 意見・質問		なし	
○それに対する 回答等			
委員会による意見の 具申又は勧告の内容		なし	
3. 入札結果の事後的・分析結果について（公正入札調査会議への報告内容の確認等）			
審 議 概 要		<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約件数と落札率、応札率の分析 ・ 契約件数と一位不動・順位不動の分析 ・ 低入札、不調、不成立事案の分析 	
		意見・質問	回 答
○委員からの 意見・質問		なし	
○それに対する 回答等			
委員会による意見の 具申又は勧告の内容		なし	